

平成 28 年 5 月 30 日

各 位

会社名 株式会社ロボテックス
代表者名 代表取締役社長 地引 俊 爲
(コード番号：5969 東証第二部)
問合せ先 取締役上席執行役員
管理本部長 山口 正 光
(TEL 072-980-1110)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 23 日開催予定の第 133 期定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

(1) 定款変更の目的

- ①「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行によって、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。当社は、業務執行の適法性及び妥当性の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図る観点から監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。また、機動的な意思決定及び業務執行を行うことを可能とするため、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨を変更案第22条（重要な業務執行の決定の委任）として新設を行うものであります。
- ②「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行によって、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、取締役が役割を十分に発揮することができるよう業務執行を行わない取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第25条（取締役の責任免除）の変更を行うものであります。
なお、この規定の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- ③当社は、会社法第459条第1項各号に定める事項について取締役会への委任が可能な条件を満たしております。今回の監査等委員会設置会社への移行に伴い、株主の皆様への適正な配当政策を機動的に行う必要性を重要視し、剰余金の配当等を従来の株主総会に加え、取締役会決議により行うことを可能にする旨を変更案第31条（剰余金の配当金等の決定機関）として新設し、これに伴い規定の内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）及び第35条（中間配当）を削除し、現行定款第35条のうち中間配当の基準日に関する定めを変更案第32条第2項に移設するものであります。
- ④現行定款第32条（監査役の責任免除）の削除後も必要な期間、同条の規定による監査役の責任の減免が引き続き可能であることを明確にするため、附則を設けるものであります。
- ⑤上記変更に伴い、必要となる章の番号及び表題ならびに条数の調整を行うものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 平成28年6月23日（木）
定款変更の効力発生日（予定） 平成28年6月23日（木）

以上

【別紙】

(下線は変更部分)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| 第 1 章 総 則 | 第 1 章 総 則 |
| 第 1 条～第 3 条 (条文省略) | 第 1 条～第 3 条 (現行どおり) |
| (機関) 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人 | (機関) 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (3) 会計監査人 (削除) |
| 第 5 条～第 6 条 (条文省略) | 第 5 条～第 6 条 (現行どおり) |
| (自己の株式の取得) 第 7 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。 | (削除) |
| 第 8 条～第 17 条 (条文省略) | 第 7 条～第 16 条 (現行どおり) |
| 第 4 章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第 18 条 当社の取締役は 10 名以内とする。 (新設) | 第 4 章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第 17 条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く</u>) は 10 名以内とする。 2. 当社の監査等委員である取締役は 5 名以内とする。 |
| (取締役の選任) 第 19 条 取締役は株主総会において選任する。 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。 3. (条文省略) | (取締役の選任) 第 18 条 取締役は <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区分して、株主総会において選任する。</u> 2. 取締役(<u>監査等委員である取締役を含む</u>)の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。 3. (現行どおり) |
| (取締役の任期) 第 20 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設) 2. <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u> (新設) | (取締役の任期) 第 19 条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く</u>) の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> (削除) 3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> |
| (代表取締役および役付取締役) 第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を定めることができる。 | (代表取締役および役付取締役) 第 20 条 取締役会は、その決議によって取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く</u>) の中から代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く</u>) の中から取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を定めることができる。 |
| (取締役会の招集) 第 22 条 取締役会の招集は、会日から 5 日前までに各取締役および各監査役に対して、その通知を発する。 ただし、緊急を要する場合はこれを短縮することができる。 2. <u>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u> | (取締役会の招集) 第 21 条 取締役会の招集は、会日から 5 日前までに各取締役に対して、その通知を発する。 ただし、緊急を要する場合はこれを短縮することができる。 2. <u>取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| (新設) | (重要な業務執行の決定の委任) 第22条 取締役会は、会社法第399条の13第6項により、その決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く）決定の全部または一部を取締役に委任することができる。 |
| 第23条 (条文省略) (取締役の報酬等) 第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。 | 第23条 (現行どおり) (取締役の報酬等) 第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区分して株主総会の決議によって定める。 |
| (取締役の責任免除) 第25条 (条文省略) (新設) | (取締役の責任免除) 第25条 (現行どおり) 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができる。 |
| 第5章 監査役および監査役会 (監査役の数) 第26条 当会社の監査役は5名以内とする。 | (削除) (削除) |
| (監査役の選任) 第27条 監査役は株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。 | (削除) |
| (監査役の任期) 第28条 監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 | (削除) |
| (常勤監査役) 第29条 監査役会はその決議によって常勤の監査役を選定する。 | (削除) |
| (監査役会の招集) 第30条 監査役会の招集は、会日から5日前までに各監査役に対して、その通知を發する。 ただし、緊急を要する場合はこれを短縮することができる。 2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。 | (削除) |
| (監査役の報酬等) 第31条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。 | (削除) |
| (監査役の責任免除) 第32条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 | (削除) |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| (新設) (新設) | <u>第5章 監査等委員会</u> <u>(監査等委員会)</u> 第26条 監査等委員会は、監査等委員である取締役で組織する。 |
| (新設) | <u>(常勤監査等委員)</u> 第27条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選任することができる。 |
| (新設) | <u>(監査等委員会の招集)</u> 第28条 監査等委員会の招集通知は、会日の5日前までに各監査等委員に対して、その通知を発する。ただし、緊急を要する場合はこれを短縮することができる。 2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。 |
| (新設) | <u>(監査等委員会規程)</u> 第29条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。 |
| 第6章 計 算 第33条 (条文省略) | 第6章 計 算 第30条 (現行どおり) |
| (新設) | <u>(剰余金の配当金等の決定機関)</u> 第31条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。 |
| (剰余金の配当の基準日) 第34条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 (新設) 2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる | (剰余金の配当の基準日) 第32条 (現行どおり) 2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。 3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。 |
| <u>(中間配当)</u> 第35条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。 | (削除) |
| 第36条 (条文省略) | 第33条 (現行どおり) |
| 以上 | 以上 |
| 附則 | 附則 |
| (新設) | 第133期定時株主総会終了前の監査役(監査役であった者を含む)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第32条の定めるところによる。 |